（様式２）

令和　　年　　月　　日

春日井市上下水道部上下水道経営課

|  |  |
| --- | --- |
| 住所又は所在地 |  |
| 商号又は名称 |  |
| 代表者 | 　　　　　　　　　　　　　　㊞ |

守秘義務の遵守に関する誓約書

当社は、今般、春日井市南部汚水22号幹線〔第２工区〕整備事業（以下「本事業」という。）に係る公募型プロポーザルについて、技術提案や応募への参加を検討することを目的（以下「本目的」という。）として、令和７年７月16日付で公表されました「春日井市南部汚水22号幹線〔第２工区〕整備事業　実施方針」に定められた資料（以下「守秘義務対象資料」という。）の提供を希望します。守秘義務対象資料の取り扱いついては、下記事項を遵守し、秘密を保持することを誓約します。

1. （利用の目的）
2. 当社は、本目的のためにのみ守秘義務対象資料の貸与を受け、本目的以外のために当該資料を利用しません。
3. 当社は、本目的を達するため必要な範囲及び方法で、当社が業務を委託する弁護士、公認会計士、税理士等に対し、守秘義務対象資料の全部又は一部を開示することができるものとします。
4. 当社は、本目的を達するため必要な範囲及び方法で、春日井市に対して、事前の書面による通知を行ったうえで、当社の関連会社（ここでいう関連会社とは当社が出資を受けている親会社並びに当社の連結子会社及び当社の持分法適用会社を指す。）及び協力企業（本目的に関し、協力を依頼する者等をいう。以下「第二次被開示者」という。）に対し、守秘義務対象資料の全部又は一部を開示することができるものとします。
5. 当社は、自らの責任において、前２項の定めにより守秘義務対象資料の全部又は一部の開示を受けた者をして本誓約書に定める義務を遵守させるものとし、これらの者がかかる義務に違反した場合には、当社が本誓約書に違反したとみなされて責任を負うことを約束します。
6. 当社は、春日井市から提供を受けた全ての守秘義務対象資料は、参考のために提供されるものであり、春日井市はその内容の正確性について一切の責任を負わないことを承認します。
7. （秘密の保持）

当社は、春日井市から提供を受けた守秘義務対象資料を秘密として保持するものとし、前条に定める場合又は春日井市の事前の承諾がある場合のほか、第三者に対し開示しません。

なお、春日井市の承諾は、当社及び第二次被開示者ごとに個別に受けるものとします。

1. （善管注意義務）

当社は、春日井市から提供された守秘義務対象資料を、善良な管理者としての注意をもって取り扱うことを約束します。

1. （個人情報の取扱い）

春日井市から提供された守秘義務対象資料のうち個人情報に該当するものについては、法令等により春日井市及び当社に認められる範囲内でのみ利用、保持し、かつ、法令等により春日井市及び当社に要求されるところに従い適切な管理を行うことを約束します。

1. （期間）

本書に基づき当社が負う義務は、応募への参加に至らなかった場合及び応募への参加の結果、契約相手方として選定されなかった場合であっても、存続するものとします。

1. （損害賠償義務）

当社の本書に違反する行為により秘密が漏洩した場合、当社は、それにより春日井市に生じた損害を賠償することを約束します。

1. （書類の破棄）
2. 春日井市から提供を受けた守秘義務対象資料は、本目的のために遂行する業務が終了した時点で、その写しを含めてすべて速やかに破棄することを約束します。また、この場合において、第二次被開示者に対して当該資料の全部又は一部を開示していたときは、当該第二次被開示者をして、開示を受けた資料及びその写しをすべて速やかに破棄させることを約束します。
3. 法令等又は司法機関若しくは行政機関の判決、決定、命令等により守秘義務対象資料の情報を保持することが義務付けられているため、前項の規定により当該資料を破棄することができない場合、当社及び第二次被開示者は、その理由を付して破棄予定日を通知することとし、情報保持を義務付けられた期間が経過したときは、速やかに当該資料・情報等をその写しを含めてすべて破棄することを約束します。
4. （その他）

当社は、第１条から第７条までに定めるほか、守秘義務に必要な措置を講じます。

以上